

特定技能 協議会加入マニュアル

～素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業～



■はじめに～ 特定技能 産業分野 一覧

管轄省庁	産業分野	管轄省庁	産業分野
厚労省	介護	国交省	建設
	ビルクリーニング		造船・船用工業
農水省	農業		自動車整備
	漁業		航空
	飲食料品製造業		宿泊
	外食業	素形材・産業機械製造・電気電子情報関連産業	

今回のマニュアルの対象はこちらの分野です。

※特定技能外国人の**受入前**に加入が必要です。



■ 協議会加入に向けて

① 入会申し込みフォーム

= 法人情報・担当者連絡先・受入れ事業所情報・登録支援機関情報・日本標準産業分類などの必要情報を入力します

② 提出が必要な証明書類（良い例・悪い例）

= 製造品・完成品・製造設備・納品書等の4点に関する書類が必要です

③ 証明書類作成テンプレート

= ②の書類はこちらの**テンプレートの使用が必須**です



■①入会申し込みフォーム

法人情報

No.	必須	項目	備考欄
1	●	名称	<p>法人番号サイトの記載内容と同一の表記をご入力ください。 ※略称での入力是不備となり、修正が必要となります。×(株) → ○株式会社 ※法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</p>
2		法人番号	<p>法人番号サイトの記載内容と同一の番号をご入力ください。(13桁、半角数字) ※法人番号がない場合は空欄で問題ございません。 ただし、法人番号があるにも関わらず未入力の場合は、受理できませんので、再届出が必要となります。 ※法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</p>
3		代表者氏名	<p>※法人の場合は入力必須です。</p>
4	●	住所	<p>法人番号サイトの記載と同一の住所をご入力ください。 ※法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ ※住所が異なる場合は受理できませんので、再届出が必要となります。</p>
5		会社ホームページ	<p>ホームページがない場合は空欄で問題ございません。 ただし、「5.会社ホームページ」または「6.事業概要」のどちらかは必ず入力してください。</p>
6		事業概要	<p>会社ホームページがない場合は必ず入力ください。(100文字以内) また、事業概要について備考がある場合もご入力ください。 例: 鋳鋼、鋳鉄品の製造を行っているメーカー。主な取引先は〇〇など。</p>
7		事業に関する資料	<p>上記項目で紹介しきれなかった、会社パンフレットやURL等の資料がある場合は、5MB以内のPDF形式でアップロードしてください。(任意) ※資料が複数ある場合には1つのPDFにまとめてアップロードしてください。</p>



■①入会申し込みフォーム

担当者連絡先

※製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から、届出内容に関する問合せを行う場合があります。本件について、**問合せに対応できる担当者名・連絡先**を入力して下さい。

No.	必須	項目	備考欄
8	●	担当者氏名	受入れ機関の担当者名をご入力ください。 ※登録支援機関の担当者氏名の場合は不備となり修正が必要になります。
9	●	直通電話	受入れ機関の担当者の連絡先電話番号をご入力ください。 ※登録支援機関の担当者の連絡先電話番号の場合は不備となり修正が必要になります。 ※内線番号があれば、合わせてご入力ください。(任意)
10	●	担当者メールアドレス	受入れ機関の担当者のメールアドレスをご入力ください。 ・メールアドレスは2つまで登録できます。メールアドレス1は必ず受入れ企業担当者のもを登録して下さい。 ・メールアドレス2は、登録支援機関等受入れ機関以外の方の連絡先を登録いただいてもかまいませんが、登録内容や確認結果等に関してはメールアドレス1に記載された受入れ機関の担当者にのみ配信されます。



■①入会申し込みフォーム

受入れ事業所情報

- ※受入れ事業所が本社工場の場合は、以下の項目の記入は必要ありません。
- ※単独の事業所の場合は「本社工場」。複数ある場合は、今回受入れを行う事業所名「〇〇事業所」と入力してください。
- ※請負による製造で、受け入れる事業所が他社となる場合は、「請負：〇〇株式会社〇〇事業所内」と入力してください。
- ※複数の事業所で届け出る場合は複数回届出してください。(例えば3つの事業所で受入れを行う場合には、3回届出が必要です。)

No.	必須	項目	備考欄
11	●	受入れ事業所名称	受入れ事業所の名称をご入力ください。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。
12	●	受入れ事業所住所	受入れ事業所の住所をご入力ください。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。
13	●	受入れ事業所担当者氏名	受入れ事業所の担当者指名をご入力ください。本件について、問合せに対応できる担当者名を入力して下さい。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。 ※受入れ機関担当者と異なる場合に、担当者氏名を入れてください
14	●	受入れ事業所電話番号	受入れ事業所の電話番号をご入力ください。本件について、問合せに対応できる方の連絡先を入力して下さい。 ※受入れ事業所が本社工場の場合は、記入は必要ありません。



■①入会申し込みフォーム

登録支援機関情報

※登録支援機関を活用しない場合は、以下No.15~20の記入は必要ありません。(活用する場合は、後日申し出が必要です)

※登録支援機関の活用を予定しているが、現時点では契約していない場合(届出時点で委託契約しておらず、その後契約した場合)、契約後4か月以内にその旨を運営事務局宛てにメールで申告してください。

※登録支援機関を活用する場合は、以下の情報を入力してください。

No.	必須	項目	備考欄
15	●	登録支援機関の登録番号 (例: 21登—123456)	出入国在留管理庁HPIに掲載されている登録支援機関登録簿に記載の登録番号をご入力ください。 ※登録支援機関を活用しない場合は、記入は必要ありません。
16	●	登録支援機関の名称	出入国在留管理庁HPIに掲載されている登録支援機関登録簿に記載と同一の名称をご入力ください。 ※登録支援機関を活用しない場合は、記入は必要ありません。 ※略称での入力是不備となり、修正が必要となります。×(株) → ○株式会社
17	●	登録支援機関の住所	出入国在留管理庁HPIに掲載されている登録支援機関登録簿に記載と同一の住所をご入力ください。 ※登録支援機関を活用しない場合は、記入は必要ありません。
18		登録支援機関の担当者氏名	※登録支援機関を活用しない場合は、記入は必要ありません。
19	●	申出事項	特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第4号(※別途資料)のイからワのいずれにも該当しないことをご確認の上、チェックしてください。
20	●	誓約事項	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営要領 第3条第1項の規定をご確認の上、誓約事項にチェックをしてください。 <製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営要領より抜粋> (構成員の義務) 第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、協力を行うものとする。



■①入会申し込みフォーム

事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類(複数選択可)

※1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
※中分類・小分類に該当する場合はそれ以下の細分類を含むものとします。但し、除外項目がある場合はその記載内容に準じます。
※選択を行う産業分類の内容を以下の日本標準産業分類(平成25年度10月改定)(大分類 E 製造業)によりご確認下さい。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

No.	必須	項目	備考欄
21	●	事業所で特定技能外国人が従事する産業	1号特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号(産業分類)を すべて 選択してください。 ※選択を行う産業分類の内容を以下の日本標準産業分類(平成25年度10月改定)(大分類 E 製造業)によりご確認下さい。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf
22	●	産業の証明書類	証明書類は「 テンプレート 」を 必ず用いて作成・提出 してください。 なお、1つのPDFファイルは8MB以内にまとめてください。 ※証明書類の内容および作成方法については、以下ページの「 証明書類サンプル 」の箇所を参照してください。 https://www.sswm.go.jp/entry/classification.html



■②提出が必要な証明書類(良い例・悪い例)

提出が必要な証明書類 (製造3分野共通)

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会確認は、提出を受けた証明書をもとに「届出時に選択された産業分類に該当する製造品の出荷実績等があること」の判断を行っています。

情報が誤っている場合や不足している場合は、届出の差し戻しや再提出によって確認完了までに時間を要します。提出される前に証明書類の精査を十分に行ってください。

全届出者 必須4点セット

- ① 製造品の画像と説明文 (※1)
- ② 製造品が最終的に組み込まれる完成品 (最終製品) の画像と説明文 (※1)
- ③ 製造品を生産するために用いた設備 (工作機械、铸造機、鍛造機、プレス機等) の画像及び説明文 (※1)
- ④ 事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像 (上記①の製造品の納品書、出荷指示書、仕入れ書等)

※1 届出する分野に該当する製造品について、画像や資料に加え、詳細な説明をお願いいたします。

また、本届出は事業所単位となります。

製造品等の画像等は、特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。特定技能外国人材を受け入れる事業所以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

該当者のみ 準備が必要

- ⑤ 請負による製造の場合は、『請負契約書の写し』 (※2)
- ⑥ 権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、『製造品の画像提出不可の理由書』 (様式自由)
- ⑦ その他、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から確認の過程で追加提出の指示があったもの (初届出時は不要です)

※2 請負業務で製造する製造品が、届出する分野に該当している、と明示的に確認できる契約書を提出して下さい。

1

- ①産業分類に該当する製造品があること
- ②その製造品の出荷実績があること

が判断されます

上記2点を満たしているかにつき、
・説明文
・画像
を元に明確に示します。

① 製造品及びその用途が確認できる画像 (例)

○ 良い例



部品:タッチパネルセンサー部品
用途:券売機・ATM等
機能:タッチ操作の変化により、精度・反応速度の対応を調整

- ◎ 製造品の説明文が記入されている
- ※ 画像付近の説明に加え、テンプレートで画像についての詳細説明を記載してください



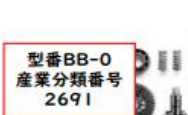
歯車部品を製造。
用途は、業務用発電機・インバーターであり、トルク調整の機能を果たしている。

- ◎ 届出する分野に該当する製造品が単体で鮮明に接写されている



家庭用電化製品(主にエアコン・冷暖房機器・冷蔵庫)の電子回路

- ◎ 製造品が単体でカラー接写されており明瞭である



型番AA-0
産業分類番号
2422

型番BB-0
産業分類番号
2691

- ◎ 複数の製造品が写っていても、届出する製造品と対応する産業分類番号が明瞭に示されている

× 悪い例



- ▲ 説明文がなく写真のみ



- ▲ 写真がぼやけていて不鮮明



- ▲ モノクロ (届出受理の判断となる要素のためカラー提出を推奨します)



- ▲ 複数の製造品が写っていて、どれが対象の製造品が不明
- ▲ 他製造品に隠れている部分があり不明瞭

2

■②提出が必要な証明書類(良い例・悪い例)

① 製造品及びその用途が確認できる画像(例)

○ 良い例



- ◎ 企業HPを用いる場合、該当ページ(製造品や生産工程など)の画像を枠で囲っている
- ◎ 説明文を記載するなど明確に示している

× 悪い例



▲ HP画面をただ貼り付けている

3

② 製造品が最終的に組み込まれる完成品の画像(例)

○ 良い例



工場内配電盤



業務用冷蔵庫の
温度制御装置
※当社出荷後、
別事業者の工場にて
製品に組み込まれます。

- ◎ 完成品(最終製品)の画像も合わせて提示し、製造品がどこに利用されるか明瞭に示されている
- ◎ 出荷後に別事業者が組み立てる場合でも、例を挙げて説明

× 悪い例



▲ 完成品(最終製品)のどの部分に製造品が使用されているかが不明瞭



4

・対象部品
・工程
・完成品と製造品の関係(どこに製造品が利用されているか)

などが、
明確にわかるように特定して示します

■ ②提出が必要な証明書類(良い例・悪い例)

③ 製造品を生産するために用いた設備の画像 (例)

○ 良い例



製造品テスト設備:
感光性確認のため、
センサー反応測定を実施



製造品加工設備:
強度向上のため、
ガス圧制御バルブの表面熱処理
加工を実施

- ◎ 届出する分野に該当する製造品を製造している機器がどれなのか、明瞭に示されている
- ◎ 設備の説明文が記載されている

× 悪い例



- ▲ 全景写真のみ届出する分野に該当する製造品を製造している設備がどれなのかが不明瞭

5

同様に、製造設備・工程などを1つ1つ切り分けて特定します

③ 製造品を生産するために用いた設備の画像 (例)

○ 良い例



組立及び通電測定



加工
(シリンダ部分の切削)



金型作製
(チャンバー部品)

- ◎ 手元が写っているなど、作業内容が明瞭に示されている
- ◎ 作業工程の説明が記載されている

× 悪い例



- ▲ 手元が写っていない



- ▲ 作業内容が不鮮明



- ▲ 作業工程の説明が記載されていない



6

②提出が必要な証明書類(良い例・悪い例)

④ 事業実態を確認できる証跡画像(納品書の例)

○ 良い例

納品書

発行: 2021年4月1日
No: 20210401001

株式会社 経済産業 印中

〒123-4567
東京都千代田区千代田1-0-0
TEL: 03-2345-6789
経済産業 本部

取引先名を記載できない場合(黒塗りで提出されたい場合は、(事前に)ご相談の上、その理由(守秘義務により表示不可等)を記載してください。)

納品書の日付は届出日から1年以内(当該製造品の1年以内の製造実績を示す)

複数事業所を届け出る場合、事業所ごとの証明書類が必要です

本社で一括管理されている場合は、その旨を記載

品名	数量	単価	金額	備考
部品A_ABC-202001001	2	1,000	2,000	
部品B_DEF-202001002	18	1,000	18,000	
小計			20,000	
消費税 10%			2,000	
合計			22,000	

↑「家庭用電化製品の電子回路」を製造しています。

届出分野に該当する製造品が分かるように、届出に関係ない他の製造品は黒塗りする

もしくは該当する製造品をマーカーする

届出分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明

手書きで追記しても構いません

× 悪い例

納品書

発行: 2015年4月1日
No: 20150401001

株式会社 経済産業 印中

〒123-4567
東京都千代田区千代田1-0-0
TEL: 03-2345-6789
経済産業 本部

▲届出日より1年以上前の納品日

▲自社名がない

納品金額: ¥22,000-

品名	数量	単価	金額	備考
部品A_ABC-202001001	2	1,000	2,000	
部品B_DEF-202001002	18	1,000	18,000	
小計			20,000	
消費税 10%			2,000	
合計			22,000	

▲どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明

▲届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

①マーカーを引く
②番号を記載する

などして、届出の対象となる製造品が分かるようにします。

④ 事業実態を確認できる証跡画像(発注書の例)

○ 良い例

発注書

発注No: 1234567890
発注日: 2021/04/01

取引先名を記載できない場合(黒塗りで提出されたい場合は、(事前に)ご相談の上、その理由(守秘義務により表示不可等)を記載してください。)

発注日の日付は届出日から1年以内(当該製造品の1年以内の製造実績を示す)

届出する分野に該当する製造品が分かるように、届出に関係ない他の製造品は黒塗りする

もしくは該当する製造品をマーカーする

複数事業所を届け出る場合、事業所ごとの証明書類が必要です

本社で一括管理されている場合、その旨を記載

品名	数量	単価	金額	備考
部品_AB一式	5	90,000	450,000	産業分類2053
部品_AB(加工費)	10	12,000	120,000	産業分類2053
部品_C_品番00001	10	2,500	25,000	
部品_C_品番00002	1	5,000	5,000	
部品_C_品番00003	3	900	2,700	
部品_C_品番00004	83	400	33,200	
部品_D_品番00005	1	5,000	5,000	
部品_D_品番00005(加工費)	1	10,000	10,000	

▲バルブ内圧制御部品の製造と加工です

届出分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明

手書きで追記しても構いません

× 悪い例

発注書

発注No: 1234567890
発注日: 2015/04/01

▲届出日より1年以上前の発注日

▲自社名がない

発注金額: ¥715,990

品名	数量	単価	金額	備考
部品_AB(加工)	10	12,000	120,000	
部品_C_品番00001	10	2,500	25,000	
部品_C_品番00002	1	5,000	5,000	
部品_C_品番00003	3	900	2,700	
部品_C_品番00004	83	400	33,200	
部品_D_品番00005	1	5,000	5,000	
部品_D_品番00005(加工)	1	10,000	10,000	

▲どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明

▲届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない



③ 証明書類作成テンプレート

入会申込み証明書類		事業者名：〇〇	
<p>「製造業特定技能外国人材受け入れ協議・連絡会」への入会にあたり、必要な証明書（該当する全ての産業の日本標準産業分類証明書）です。以下1.~4.をご確認いただき、証明書をご準備ください。</p>			
<p>（提出前に最終確認の上、チェックをしてください。） サンプルや見本シートを参照し、提出する情報に漏れがないことを確認しました。</p>			
<p>1. 特定技能外国人材が従事する（予定の）日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。 （製品1つにつき、1つの日本標準産業分類です。複数製品がある場合は、2ページ目以降のページを追加して、各製品がどの産業分類に属しているのかが分かるようにしてください。）</p>			
<input type="checkbox"/>	2194-銅製製造業（中子を含む）	<input type="checkbox"/>	225-鉄素形材製造業
<input type="checkbox"/>	235-非鉄金属素形材製造業	<input type="checkbox"/>	2422-機械刃物製造業
<input type="checkbox"/>	2424-作業工具製造業	<input type="checkbox"/>	2431-配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
<input type="checkbox"/>	245-金属素形材製造業	<input type="checkbox"/>	2462-溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
<input type="checkbox"/>	2464-電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	<input type="checkbox"/>	2465-金属熱処理業
<input type="checkbox"/>	2469-その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る）	<input type="checkbox"/>	248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
<input type="checkbox"/>	25-はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く）	<input type="checkbox"/>	26-生産用機械器具製造業
<input type="checkbox"/>	27-業務用機械器具製造業（ただし、274 医療用機械器具・医療用品製造業及び276 武器製造業を除く）	<input type="checkbox"/>	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
<input type="checkbox"/>	29-電気機械器具製造業（ただし、2922 内装換気部品製造業を除く）	<input type="checkbox"/>	30-情報通信機械器具製造業
<input type="checkbox"/>	3295-工業用樹脂製造業		
<p>※選択を行う産業分類の内容は「日本標準産業分類」に必ず確認下さい。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf</p>			
<p>◀日本標準産業分類番号：2462,2464,2469で届出を希望される場合▶提出必須情報が複数あります。サンプルや見本シートをよくご確認ください。</p>			

産業分類を選択します

① 製造品の説明をします

2. 証明書類（以下の①、②、③、④のすべてを添付してください。）

① 届出する製造品画像（単体かつ描写で明瞭なもの）。

下部「上記画像についての詳細説明」において、製造品の用途・機能について子組は説明を記載してください。

※特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものを届出下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書とはなりません。自社HPがある場合は、URLを記載して下さい。

歯車部品を製造。
用途は、業務用発電機・インバーターであり、トルク調整の機能を果たしています。



組立後



◀日本標準産業分類番号：2462,2464,2469で届出を希望される場合▶めっき・アルマイト前後両方の製造品画像が必須です。

めっき前：パイプ



めっき後：パイプ



上記画像は2つの詳細説明（※以上）に、製造品の説明を記載してください。

※記載必須、※付帯情報あり、※記載

製造品：
 ・ポンプ及び巻き上げ機に使用している歯車部品（型番A、ABC999999999-A）を製造しています。
 ・右写真は組立後の写真です。

用途/機能：
 ・業務用発電機・インバーター（一部は、モーターやコンプレッサー）のポンプに使用しています。
 ・主な機能は、○〇で、トルク調整の機能を果たしています。当社独自の技術による▼▼なコントロールにより、◆◆のエネルギー効果を向上させています。

（日本標準産業分類番号：2462,2464,2469で届出を希望される場合）
 めっき・アルマイト 処理前後 両方の製造品画像を添付したことを確認しました。



■ ③ 証明書類作成テンプレート

製造品を生産するために用いた設備（工作機械、研削機、鍛造機、プレス機等）の画像
 下部「上記画像についての詳細説明」において、製造品の用途・機能について子組な説明を記載してください。製造品の用途・機能については、製造品（最終製品）の画像や文章を用いて子組な説明を記載してください。実際の製造品撮影が不可の場合は例で構いません。

見 本

どの部分にR.2の製造品が使用されているのか、必ず矢印で示して下さい。



当社出荷後、別工場にてアーム部分に組み込まれます。こちらの写真は、製造品と同タイプのもので組み込まれています。実際は、より大型の完成品になります。



マシニングセンタのパネル部分を製造しています。（赤枠部分）完成品写真は同シリーズです。



顕微鏡の接眼レンズの採光調節部品となります。

上記画像についての詳細説明
 項目名: R.2
 (印刷のみ、加工の場合は加工品)

完成品（最終製品）の説明：
 ・製造品は、別事業所で最終製品に組み込まれます。○○と組み立て後、最終的な完成品は●●になります。

☑ 届出する製造品が、完成品のために使用されているのか、矢印で示されていることを確認しました。

② 完成品の説明をします
 ③ 製造設備の説明をします

製造品を生産するために用いた設備（工作機械、研削機、鍛造機、プレス機等）の画像
 下部「上記画像についての詳細説明」において、製造品の用途・機能について子組な説明を記載してください。製造品の用途・機能については、製造品（最終製品）の画像や文章を用いて子組な説明を記載してください。実際の製造品撮影が不可の場合は例で構いません。



部品を切削加工する機械



プレス工程に用いる設備



部品を組み立て

※日本標準産業分類番号：2462,2464,2469で届出を希望される場合※
 めっき槽を含めためっき処理前後工程の設備が分かる写真(全景)及びめっき加工に必要な治具の写真画像と詳細説明が必須です。



めっき設備
(めっき処理前後工程もわかるもの)



めっき加工に使用する治具

上記画像についての詳細説明
 項目名: R.2
 (印刷のみ、加工の場合は加工品)

設備の用途・機能、製造工程の説明：
 ・組立ラインは、A工程～C工程です。A工程では主に○○部と○○装置の組立、それを受けてB工程では●●と通電測定を行っています。

製造品への効果：
 ・A～C工程を終った製造品は、▼▲の機位性を活かして、完成品◆◆では△△の効果を発揮しています。

(日本標準産業分類番号：2462,2464,2469で届出を希望される場合)
 めっき槽を含めためっき処理前後工程の設備が分かる写真(全景)及び加工に必要な治具の写真画像と詳細説明が記載されていることを確認しました。

■ 留意点

- ・特定技能1号への在留資格変更許可**申請前**に加入することが必要です。
- ・加入に**2～3ヶ月**ほどかかることがあるため、特定技能を検討されている企業様は早めの加入をご検討下さい。



ユーザーマニュアル

四半期届出の必要書類など、特定技能制度の運用に関するマニュアルは右記ユーザーマニュアルに掲載しております。

今回の協議会加入レクチャーと合わせてご確認下さい。



特定技能外国人を受け入れるにあたっては、分野ごとの協議会に加入することが必要です。

お早めにご準備の上、ご対応下さい。

引き続き潤滑な運用ができるよう、
ご協力の程、よろしくお願いいたします。

